

(様式第1号)

第 号
年 月 日

様

住宅宿泊事業にかかる定期報告の提出について（督促）

本市の観光行政に関しまして、平素よりご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

住宅宿泊事業者は、毎偶数月ごとに宿泊実績の定期報告を行うことが義務付けられておりますが、貴殿におかれましては、 年 月 日時点で未報告の宿泊実績があり、住宅宿泊事業法第14条の違反となっております。

つきましては、未報告の宿泊実績について、 年 月 日()までに必ずご報告ください。

(宿泊実績がない場合でも、「0名」で報告いただく必要があります。)

報告にあたり、不明点がありましたら下記担当までお問い合わせください。

なお、上記期限までに報告が行われない場合は、住宅宿泊事業法第14条に基づく定期報告が履行されない場合に対する命令等に関する行政処分等取扱要領に基づき、業務改善命令等の処分を行うことがあります。

また、処分内容によっては、住宅宿泊事業法第58条第2号に基づき、住宅宿泊仲介業者に届出住宅の削除要請が行われることがあります。

【担当・問合せ先】

弁明の機会付与通知書

第 号
年 月 日

様

大阪市長（氏名）

行政手続法第13条第1項の規定により、次のとおり弁明の機会を付与するので通知します。

予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令又は条例等の条項	
不利益処分の原因となる事実	
口頭による弁明の機会の付与の有無	
弁明書の提出先又は出頭すべき場所	
弁明書の提出期限又は出頭すべき日時	年 月 日（ ）午前・午後 時 分
弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。	

注1 代理人を選任したときは、弁明書の提出期限又は出頭すべき日時までに、委任状等代理人の資格を証する書面を提出してください。

2 出頭の際には、この通知書を持参してください。

聴 聞 通 知 書

第 号
年 月 日

様

大阪市長（氏名）

行政手続法第13条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行うので通知します。

予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令又は条例等の条項	
不利益処分の原因となる事実	
聴聞の期日	年 月 日（ ）午前・午後 時 分
聴聞の場所	
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称所在地及び電話番号	

- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

注1 代理人を選任したときは、当該代理人を出頭させようとする聴聞の期日までに、委任状等代理人の資格を証する書面を提出してください。

2 出頭の際には、この通知書を持参してください。

業務改善命令書

大阪市指令〇第 号

住宅宿泊事業者の住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

住宅宿泊事業者の氏名（法人にあつては名称及び代表者名）

施設の所在地

住宅宿泊事業法第15条の規定により、業務の改善を命ずる。

年 月 日

大阪市長（氏名）

印

記

1 命令の内容

2 履行期限

3 命令の理由

4 処分基準の適用関係

（教示）

- この処分不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市長を被告として（訴訟において大阪市長を代表する者は大阪市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

業務停止命令書

大阪市指令〇第 号

住宅宿泊事業者の住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

住宅宿泊事業者の氏名（法人にあつては名称及び代表者名）

施設の所在地

住宅宿泊事業法第16条第1項の規定により、次の期間営業の停止を命ずる。

年 月 日

大阪市長（氏名）

印

記

年 月 日から

年 月 日まで 日間

1 命令の理由

2 処分基準の適用関係

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市長を被告として（訴訟において大阪市長を代表する者は大阪市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

業務廃止命令書

大阪市指令〇第 号

住宅宿泊事業者の住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

住宅宿泊事業者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名）

施設の所在地

住宅宿泊事業法第16条第2項の規定により、業務の廃止を命ずる。

年 月 日

大阪市長（氏名）

印

記

1 命令の理由

2 処分基準の適用関係

(教示)

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(様式第7号)

大阪市指令○第 号
年 月 日

氏名

大阪市長 (氏名)

印

命令取消書

年 月 日付け大阪市指令○第 号により命令した次の行政処分は、
年 月 日以降の効力を取り消す。

記

(処分内容)